

秘

大正七年五月八日  
會議案

決議

朝鮮總督府官制中改正ノ件 参照添附

勅令第 號

朝鮮總督府官制中左ノ通改正ス

第十一條中「三十九人」ヲ「四十人」ニ「視學官

專任 一人」ヲ「視學官 專任 二人」ニ

「三十四人」ヲ「四十一人」ニ、「四百三人」ヲ「四百

二十五人」ニ改ム

第二十條ノ五 農商工部ニ地質調査所

ヲ置キ地質ノ調査ニ關スル事務ヲ掌  
ラシム

第二十條ノ六 地質調査所長ハ朝鮮總  
督府技師ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参照

○朝鮮總督府官制 明治四十三年九月  
勅令第三百五十四號  
第十一條 總督府ニ左ノ職員ヲ置ク

局長	官	四人	勅任
局長	局	四人	勅任
参事官	專任	三人	奏任 <small>内一人ヲ勅任ト 為スコトヲ得</small>
秘書官	專任	二人	奏任
事務官	專任	三十九人	奏任
視學官	專任	二人	奏任
編修官	專任	一人	奏任

技師 專任 四十一人 奏任 為三人ヲ勅任ト

通譯官 專任 四人 奏任

屬

視學

編修書記 專任 四百二十五人 判任 四百三人

技手

通譯生

渉外事務ヲ掌ル事務官ハ一人ヲ限リ之ヲ勅任ト為スコトヲ得

第二十條ノ五 農商工部ニ地質調査所ヲ置キ

地質ノ調査ニ関スル事務ヲ掌ラシム

第二十條ノ六 地質調査所長ハ朝鮮總督府技

師ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府官制中改正ノ件審査報告

謹テ今回御諮詢ノ朝鮮總督府官制中改正ノ件  
ヲ審査スルニ本案ハ各般事務ノ必要ニ應ジ職  
負ノ定負ヲ増加スルコトヲ主眼トスルモノニ  
シテ即チ

- (一) 地方行政監察ノ為屬二人
- (二) 學事視察ノ為視學官一人
- (三) 鑛業警察ノ為事務官一人、屬一人及技手一人
- (四) 地質調査ノ為技師四人、屬一人及技手四人
- (五) 臨時土地調査局ノ調製ニ係ル地籍圖ヲ各府

郡島ニ引繼キタル後府郡島ニ於テ常時之ヲ  
整理スルヲ指導監督セシムル為技師一人及技手  
二人

(六) 同局ノ調製ニ係ル地形測圖ヲ本府ニ引繼キ  
タル後本府ニ於テ常時之ヲ整理ニ當ラシム  
ル為技手二人

(七) 蠶業指導ノ為技師一人

(八) 近時勃興ノ化學工業指導ノ為技師一人及技  
手一人

(九) 商品陳列館ニ配置スル為屬一人

(十) 統計ノ為屬三人

(十一) 朱安ノ官營鹽田ニ配置スル為技手一人

(十二) 教科用圖書ノ編修檢定ノ為編修書記一人

(十三) 新設ノ二測候所ニ配置スル為技手二人

以上總計事務官一人、視學官一人、技師七人及屬  
以下判任官通シテ二十二人ヲ増加セムトス而  
シテ前記ノ地質調査ニ付テハ新ニ農商工部  
地質調査所ヲ設ケテ之ニ關スル事務ヲ掌ラシ  
メ其ノ所長ハ朝鮮總督府技師ヲ以テ之ニ充ツ  
ル旨 條項ヲ追加セムトス按スルニ本案ハ各

種事務ノ増進ニ基クモノニシテ別ニ支障ノ慮  
ナシト認メラルルニ付此ノ儘可決セラレ然ル  
ヘシト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正七年四月二十九日

樞密院書記官長二上兵治

樞密院議長公爵山縣有朋殿



大正七年五月八日會議議案  
決議

關東都督府官制中改正ノ件 (参照添附)